

速報!!

多田「私事欠勤」裁判 “全面的勝利”で決着!!

8月2日、大阪地裁で新幹線関西サービック会社は、2017年1月22日の多田さんの私事欠勤としていた勤務処理を年休処理＝貸金カットを返還することを認めました。

この多田「私事欠勤」裁判は、多田さん本人とJ R 東海労が弁護士＝代理人を依頼せず本人訴訟で闘ってきた裁判です。多田さんとJ R 東海労は、2017年9月1日に大阪地裁に提訴して以来、約2年間に亘って闘ってきましたが、全面勝利の内容で決着することを実現したのです。

なお、詳細は後日、勝利報告集会等を開催して報告します。

全組合員の皆さん!!

この多田「私事欠勤」裁判の画期的勝利をステップに、さらなる東海労運動の前進と組織拡大を実現しましょう!!

2019年8月3日

J R 東海労新幹線関西地本
多田「私事欠勤」裁判プロジェクト